

# 図書館の映画ビデオ・DVD 利用と著作権

鳥澤 孝之<sup>†</sup>

<sup>†</sup> 筑波大学大学院ビジネス科学研究科博士後期課程  
s0945025@u.tsukuba.ac.jp

## 抄録

本稿では、図書館における映画ビデオ・DVD の上映及び館外貸出しに係る著作権制度上の問題について考察する。具体的には、これらの利用に関連して著作権法上及び権利とその制限規定、法改正の経緯、購入・利用に関連する図書館団体と権利者団体との間の運用、裁判例などを紹介する。その上で、わが国の著作権制度が劇場用映画の配給制度を前提に設計されていることや、図書館等での映画ビデオ・DVD の購入に係る契約などの問題点を抽出し、今後の課題について検討する。

## 1. 問題の所在

公立図書館や大学図書館などが映画ビデオ・DVD を購入する場合、これらを利用した館内での上映や、利用者に対する館外貸出しに条件が付き、市販のものよりも高価な“ライブラリー価格”を支払わなければならない状況になっている。このため、図書館での映画ビデオ・DVD 等を利用したサービスに影響を及ぼしている。

一方で、現行の著作権法においては、上映については第 38 条第 1 項で、非営利目的で行われ、入場無料で実施し、出演者等に報酬を支払わなければ、著作権は制限され、無許諾で利用できる旨規定されている。また、映画の著作物である映画ビデオ・DVD 等の館外貸出しについては、公立図書館などの政令で指定された施設が無料で貸し出す行方場合には、著作権者に相当な額の補償金を支払えば、無許諾で利用できることと定められている。

本稿では、公立図書館等における映画ビデオ・DVD 利用の実際の運用の状況と、著作権法上の規定との間の齟齬について考察し、問題点の抽出や課題の解決を図ることを目的とするものである。

## 2. 著作権制度の内容

公立図書館等における映画ビデオ・DVD の利用において著作権法上問題になる権利としては、貸出しについては頒布権（第 26 条）と貸与権（第 26 条の 3）が、上映については上映権（第 22 条の 2）が問題になる。

映画ビデオや DVD のような動画作品につい

ては、劇場用映画とともに、著作権法では“映画の著作物”と取り扱われ、映画フィルムやビデオカセット、DVD などのパッケージの貸出し、譲渡などの流通を権利者がコントロールすることができる“頒布権”が発生する。この権利は、わが国の映画会社が劇場用映画館に映画フィルムを主に貸出しにより供給する、いわゆる配給制度を前提にしたものと考えられる。

図書、雑誌等の著作物の貸出しについては、現行著作権法の制定当時には著作権者に権利が与えられていなかったが、1984 年に、レンタル・レコードを契機とした著作権法改正で貸与権が新たに規定されたため、図書館における図書、雑誌等の貸出しについて原則として著作権が及ぶとしつつ、同法第 38 条第 4 項で、非営利目的で貸出しの対価を受けない場合には、著作権が制限されるとして、公立図書館等における貸出業務に影響が生じないものとなっている。

一方で、映画フィルム等の視聴覚教育施設等で公衆に貸し出すことについては、従来頒布権（著作権法第 26 条）が及んでいた分野について公益上の理由により新たに権利制限を行うものとして、権利者の利益を不当に害することのないよう、貸与を行える施設を限定し（公立図書館、国・地方公共団体が設置する視聴覚教育施設等。著作権法施行令第 2 条の 3。）、かつ、相当な額の補償金の支払を義務づけるとして、著作権法第 38 条第 4 項（現第 5 項）が規定された。補償金の支払については、視聴覚教育施設や図書館の団体と映画関係の権利者団体との間の合意により定められる補償金額、支払方法に従って行われることとされた<sup>1)</sup>。

上映権については、かつては“映画の著作物”にのみ認められていたが、著作権に関する世界的著作権機関条約第8条の“公衆への伝達権”に対応するため、1999年の著作権法改正により、動画のみならず写真や美術作品など静止画系の著作物についても上映権を認めることになった<sup>2)</sup>。

その後2003年には、文化審議会著作権分科会で、“図書館などの公共施設等において映画の著作物等を上映することについて権利制限の対象から除外すること”について検討された。具体的には“ビデオ・DVD等の普及・発達により、誰もが簡単に非営利・無料・無報酬の上映を行うことができるようになったことから、図書館などの公共施設等で行われる非営利・無料・無報酬の上映が商業的な映画上映等と競合し、権利者の利益を不当に害する状況が出現して”おり、またベルヌ条約上の義務との関係から問題があるとの指摘<sup>3)</sup>を紹介した上で、“非営利・無料・無報酬の上映に係る権利制限については、こうした問題に対応する観点から、その対象となる行為の範囲を見直すことが必要である”として、商業的な映画上映等と競合することが少ない静止画（マイクロフィッシュなど）の上映や、学校教育、立法・行政目的の上で必要な上映等を除いて、著作権が及ぶようにするための著作権法改正が必要であるとした<sup>4)</sup>。

しかし、2003年の著作権法の一部を改正する法律案においては、上映権の制限の対象から除外する公共施設や利用形態などの範囲を絞り込むことができなかつたことなどから、規定を盛り込むことについて見送られた<sup>5)</sup>。

以上のような劇場用映画を中心とした“映画の著作物”をめぐる頒布権と上映権の立法の動向は、映画の配給制度（及びテレビ放映→衛星放送放映→パッケージ販売という順に従った流通）による映画会社のビジネスモデルを維持することを目的としていると考える。近年においては、著作権法以外にも、映画の盗撮の防止に関する法律（平成19（2007）年法律第65号）が新たに制定された。その背景として“海賊版が流通することにより、製作（投資）、回収、再製作（投資）といった健全なサイクルが阻害され、新しい映画製作の障害となるとして、内外の映画業界から映画の盗撮防止に向けた法制化

の要望も強くなっていた”ことが挙げられている<sup>6)</sup>。

### 3. 映画ビデオ・DVD利用に係る図書館での運用

図書館などの公共施設における映画ビデオ・DVDの利用については現在、次の3つのルートが主なものとして挙げられる<sup>7)</sup>。

#### (1) 全国視聴覚教育連盟ルート

(社)日本映像文化製作者連盟（教育映画製作者の団体）と(社)日本映像ソフト協会（ビデオソフト関係団体）との間で、1986年3月25日付けで覚書・協定書を締結。

(権利処理の方法)

著作権法第38条第5項の補償金制度により処理。

#### (2) 日本図書館協会ルート

日本図書館協会と、NHK、ワーナー・ブラザース、ソニー・ピクチャーズ、ポニーキャニオン、朝日新聞社、バンダイビジュアル等の権利者との間で締結し、1988年10月から開始。

(権利処理の方法)

①個人視聴のための貸与に関し、許諾処理（『AVライブラリー 著作権補償金処理済ビデオ資料一覧表』参照）。

②著作権法施行令2条の3の施設のほか、大学図書館・専門図書館・学校図書館等（著作権法第38条第5項が適用されない施設）も含め、一括許諾。

③日本図書館協会から送付された“個人視聴用貸与承認”と表示されたシールをビデオソフトに貼付して貸出しを行う。

#### (3) 日本映像ソフト協会ルート

各公共図書館と日本映像ソフト協会会員の大手映画会社（松竹、大映、東宝、日活、東映）との間で、1993年から実施。

(権利処理の方法)

①公共図書館向けに、“補償金処理済みビデオソフト”のカタログを発行し、各図書館が直接販売会社に発注。

②補償金額が、各映画会社・ビデオソフトごとに異なる。

③著作権法第38条第1項による上映等を禁止または許諾を要するとしている。

上記のルートのうち、図書館に係る利用は(2)と(3)であるが、著作権法で認められている非営利目的・無料・無報酬の場合の上映が禁止又は要許諾とされ、また(2)で著作権法で規定された映画利用に係る補償金制度の対象にならない大学図書館、専門図書館なども含まれているように、“映画の著作物”に係る著作権制限規定から離れた運用であることは明らかである。

このような状況になっているのは、図書館団体と映画関係の権利者団体との間で補償金の交渉がまとまらず、公立図書館等による映画ビデオ・DVDの貸出しに係る著作権の規定が機能していないからである<sup>9)</sup>。

具体的な経緯としては、日本図書館協会と権利者団体との間で、1984年の著作権法改正に伴う補償金の協定交渉が挙げられる。この交渉においては、当初から、館内上映(映画上映会、個人視聴ブースでの利用を含め)とセットで考えられていた<sup>9)</sup>。その後、2001年12月の日本図書館協会と日本映像ソフト協会の合意事項において、図書館が所蔵するビデオグラム作品の上映については、権利者の了解を要することとなった。

#### 4. 関連する著作権制度の裁判例

映画の著作物に係る頒布権について注目すべき判例として、中古ゲームソフト事件最高裁判所判決(最高裁判所判決平成14(2002)年4月25日判例時報第1785号3頁)が挙げられる。この事件では、中古ゲームソフトに劇場用映画と同様に著作権法上の頒布権が認められるのかが問題となった。判決においては、“公衆に提示することを目的としない”ゲームソフトを“映画の著作物”であると認定しつつ、配給制度を前提とする劇場用映画とは異なり、その複製物を公衆に譲渡する権利は、一旦適法に譲渡されることによりその目的を達成したものとして消尽し、再譲渡する行為には及ばないとされた。また中古ビデオソフトについても、一旦適法に譲渡されることによって著作権が消尽するとして、頒布権が及ばないとする裁判例がある<sup>10)</sup>。

このような裁判の動向から、パッケージソフトを巡る頒布権の行使に関する問題については立法的解決によるべきであるとの指摘がなされ

ており<sup>11)</sup>、図書館における映画ビデオ・DVDの貸出しについて再考を促すものと思われる。

#### 5. 今後の課題

以上から、図書館の映画ビデオ・DVDの利用について、著作権制度の観点から問題になる次の3点であると考えられる。

- (1)補償金交渉の難航による、相当な補償額が決定されていないこと
- (2)著作権制限が認められている利用に係る契約のオーバーライド問題
- (3)配給制度と、“映画の著作物”に関する著作権法の規定(頒布権・譲渡権・貸与権)の関係について

公立図書館等における運用実態と、著作権法上の規定の乖離は、(1)を主に原因とする。しかし、著作権法第38条第5項に基づき補償金支払いにより貸出し可能となる施設は、公立図書館や国公立の視聴覚教育施設に限られるところ、日本図書館協会を通じた映画ビデオ・DVDの購入においては、大学図書館、専門図書館なども含めて一括許諾されている。その意味で、公立図書館以外の図書館施設については、運用上のメリットを享受していると思われる。しかし、著作権法の規定から離れた購入契約の内容は、(2)の著作権制限規定の契約によるオーバーライド問題を引き起こす。

契約によるオーバーライド問題とは、著作権法第30条以下の権利制限規定が定めている自由利用の態様や範囲を契約により“ひっくり返す(オーバーライドする)”ことが可能かどうかという問題である。この点、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会契約・利用ワーキングチームは2006年に、そのような契約は一切無効であると主張することはできず、原則として強行規定ではないとしている。また、このような問題について直ちに著作権法上の立法的対応を図る必要はなく、今後の議論の蓄積を待つことが適当であるとした<sup>12)</sup>。

しかしこの点については、教育目的の複製利用、点字、図書保存などの公益的な利用については契約によってひっくり返すことはあってもならない<sup>13)</sup>、また著作権法の権利制限規定が強行規定なのかどうかという議論をしなければなら

らない<sup>14)</sup>という指摘があるところである。

(3)は、映画会社等が映画ビデオ・DVDの上映や館外貸出しについて著作権を主張していることに関連する。わが国の著作権法では、“頒布”について、有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することと定義しているが(第2条第1項第19号)、著作権に関する世界的所有権機関条約では、“頒布”には“貸与”が含まれず(第6条)、“貸与”については、別途の権利が設けられている(第7条)。そのため、頒布の定義規定や、映画の著作物に貸与権が及ばない旨の規定(第26条の3)の手直しが必要であり、従来劇場用映画について論じられてきた“配給権”という考えも、国際条約の“頒布権”の枠内では論ずることができるのかなど、国内法の次元での検討課題が多いとの指摘がなされている<sup>15)</sup>。

また、2003年の文化審議会著作権分科会での上映権制限規定の適用範囲縮小の議論は“映画の著作物”の上映権を頒布権と一体と考え、パッケージソフトが流通した現在においてもなお、従来の配給制度を維持することを目的としたものであると思われる。そして、2003年の著作権法改正において上映権制限規定についての法改正を上程できなかったのは、1999年の著作権法改正により上映権が静止画や配給制度を前提にしない動画(ウェブサイトなど)が多数出現し、改正要望者である映画製作者が想定する以上に劇場用映画に関する利害と関係のない場面があり、例外規定の範囲が膨大になったからではないのかと考えられる。この点、劇場用映画の配給制度による流通は契約でコントロールできるはずであり、配給権の確保のために頒布権という強力な物権的権利まで認める必要があったのか疑問が残るとする見解がある<sup>16)</sup>。

このように、本件は図書館における利用に止まらず、劇場用映画の配給制度を前提とした著作権制度や、著作権制限規定と契約のあり方など、今後検討すべき制度上の課題を多く含む問題であると考えられる。

#### 引用文献

(1) 「著作権法及び著作権法施行令の一部改正

- について」(昭和59(1984)年12月21日庁文著第19号各都道府県・指定都市教育委員会委員長あて 文化庁次長通知)
- (2) 作花文雄『詳解著作権法 第3版』ぎょうせい, 2004, p.271 参照。
- (3) 半田正夫『著作権法概説 第14版』法学書院, 2009, p.165.
- (4) 文化審議会著作権分科会『文化審議会著作権分科会審議経過報告』2003.  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/toushin/030102b.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/030102b.htm), (参照 2010-04-26) .
- (5) 岡本薫「著作権から学ぶ民主主義 25 『権利を及ぼさない場合』の法律ルール(その6)」『時の法令』No.1753, 2006.1.15, p. 58.
- (6) 櫻庭倫「解説 映画の盗撮の防止に関する法律について」『コピーライト』No.556, 2007.8, p.25.
- (7) 日本図書館協会著作権委員会編『図書館サービスと著作権 改訂第3版』日本図書館協会, 2007, p.122-125.
- (8) JLA 第16回視聴覚資料研究会「事例発表座談会『合併に伴う視聴覚業務への影響』その③ 質疑応答」日本図書館協会, 2007, p.15.  
<http://www.jlaeizo.jp/library/download/78/>第16回JLA視聴覚資料研究会3.pdf, (参照 2010-04-26) .
- (9) JLA 著作権問題委員会「著作権法ビデオ問題をめぐる最近の動向」『図書館雑誌』Vol.80, No.7, 1986.7, p.412-414.
- (10) 中古アダルトビデオ販売事件(東京地方裁判所判決平成14(2002)年1月31日判例時報第1791号142頁) .
- (11) 中山信弘『著作権法』有斐閣, 2007, p. 227-230.
- (12) 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会契約・利用ワーキングチーム『文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 契約・利用ワーキングチーム検討結果報告』2006.  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/06073103/002.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/06073103/002.htm), (参照 2010-04-26)
- (13) 小泉直樹「“契約で決めておけばよい”か?」『著作権研究』No. 32, 2005, p.54.
- (14) 加戸守行ほか「座談会 著作権法制100年と今後の課題」『ジュリスト』No.1160, 1999.7.15, p.26-27 [中山信弘発言] .
- (15) 斉藤博『著作権法 第3版』有斐閣, 2007, p.180-182.
- (16) 前掲11), p.226-227.